

大学等（大学（別科を含む。）並びに高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の専攻科並びに専修学校の専門課程をいう。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの（公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者）

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	岩手県
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	71-1：職業能力開発に係る費用の助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大学等（大学（別科を含む。）並びに高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の専攻科並びに専修学校の専門課程をいう。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの（公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者）
②番号法別表第1の項	51	
③番号法別表第2の項	71	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 第3の項 大学等（大学（別科を含む。）並びに高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の専攻科並びに専修学校の専門課程をいう。）、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの（公共職業能力開発施設その他これらに準ずるものに在学等をする者）

⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第十八条	いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱第 1
⑥事務の趣旨又は目的	国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、【求職者その他の労働者】又は事業主に対して、政令で定める区分に従い、次に掲げる【給付金（以下「職業転換給付金」という。）を支給】することができる。	この要綱は、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波（以下「震災津波」という。）により被災した【生徒】及び父母等（学資を負担している者をいう。以下同じ。）に対し、【大学等への就学の支援】を目的として給付するいわての学び希望基金大学等進学支援一時金（以下「一時金」という。）の申請手続き等について定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 の2項号	いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱第 4
事務の内容	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務	いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱第 4 の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令39条 の2項1号	いわての学び希望基金大学等進学支援一時金給付要綱第 2（3）
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
備考	知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程第 4 条の規定により、岩手県知事から委任を受け、岩手県教育委員会事務局で処理をしている。	

届出情報

独自利用事務の対象者	職業能力開発施設に進学した者
番号法第 9 条第 2 項の条例に規定した日	2022年09月29日

保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	